

平成30年6月28日

平成30年
第3回野洲市議会定例会
意見書

野洲市議会

意見書第6号

全ての小学校に英語専科教員を配置できる財政措置を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成29年6月28日

提出者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 東郷 正明

全ての小学校に英語専科教員を配置できる財政措置を求める意見書（案）

政府は2020年度から実施される小学校の次期学習指導要領で英語が教科化されるのに先立ち、18年度の公立小学校の教職員定数で、英語を専門的に教える専科教員の1000人増を決めています。現在日本の小学校は約2万校ですから20校に対して1人増ということになります。これでは教員の負担が益々増える事になります。小3～小6で聞く話す中心の外国語活動を実施するため、文科省は質の高い授業ができる専科教員を配置して円滑な導入をすとしていますが現在でも教職員は時間を一杯使って過重労働になっています。

こうした状況のなかで、18年度予算で公立小・中学校の教員の給与に充てる義務教育費国庫負担金は17年度比で20億円減の1兆5,228億円となっている。全国の自治体ではこうした中で英語教育を円滑に進めるため専科教員を増やしている学校も有りますが、本来こうした財源の確保は教育水準の維持向上の観点から、義務教育費国庫負担制度を堅持し充実を図り、義務教育の義務を果たすと共に、教育水準の格差が生じないように全国的な教育水準を確保するため「義務教育費国庫負担法」に基づいて、地方公共団体に負担転嫁することなく、国の責任のもとで必要な財源の措置を図られること強く求めます。

以上の事から地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月28日

野洲市議会議長 矢野 隆行

衆議院議長	大島 理森
参議院議長	伊達 忠一
内閣総理大臣	安倍 晋三 宛
財務大臣	麻生 太郎
文部科学大臣	林 芳正

意見書第7号

生活保護基準の引き下げ中止を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成30年6月28日

提出者 野洲市議会議員 工藤 義明

賛成者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 東郷 正明

生活保護基準の引き下げ中止を求める意見書（案）

政府が2017年12月に発表した「生活保護基準の見直し」では、食費や衣服費、光熱費等の日常生活費に充てる「生活扶助が最大5%引き下げられ、生活保護利用世帯の7割の世帯で受給額が減額される。また、ひとり親家庭に支給される「母子加算」は20億円も減額され、子ども1人の場合、年間で平均約48,000円の引き下げとなる。生活保護受給者からは、「これ以上減額されたら、人間らしい暮らしはできなくなる」、「育ち盛りの子どもがいるのに、これ以上どうすればいいのか」との不安の声が上がっている。既に、2013年から15年にかけて生活扶助が減額され平均6.5%、最大10%も引き下げられており、今回さらに減額されれば、憲法第25条（健康で文化的な最低限度の生活）が保障できるのか問われることになる。政府が引き下げの根拠としているのは、生活保護を利用していない「低所得層の消費実態との比較とされている。低所得世帯に合わせて生活保護基準を引き下げしていくことは、格差と貧困をさらに拡大し深刻にするだけである。

また生活保護基準の引き下げは生活保護受給者だけの問題ではなく、就学援助や住民税等の非課税基準、介護保険の減免基準など各種制度の基準となっている最低賃金や年金などにも影響を与えることにもなり、国民全体の所得の低下につながる問題となりかねない。

今、国としてやるべきことは、生活保護費の引き下げではなく、低所得者の生活水準を引き上げることこそ必要である。以上のことにより、国におかれては、生活保護基準引き下げを中止することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月28日

野洲市議会議長 矢野 隆行

衆議院議長	大森	理森	
参議院議長	伊達	忠一	
内閣総理大臣	安倍	晋三	宛
財務大臣	麻生	太郎	
厚生労働大臣	加藤	勝信	

意見書第8号

給与所得に係る特別徴収税額の決定・変更通知書から
個人番号を削除する事を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成30年6月28日

提出者 野洲市議会議員 東郷 正明

賛成者 野洲市議会議員 野並 享子

給与所得に係る特別徴収税額の決定・変更通知書から個人番号を削除する事を求める意見書（案）

地方自治法第99条の規定にもとづき、「地方税法施行規制等の一部を改正する省令」（平成27年総務省令第91号）第一条の第3号様式に個人番号の記載欄が追加されたことにより、平成29年度には同様式により従業員の個人番号を記載して、事業者（給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用））（以下、通知書）が送付された。

通知書への個人番号の記載は情報漏えいのリスクが高く、対応には事務負担や経費負担の多大な増加が必要となる。閣議決定された平成28年度税制改正大綱では、通知書への個人番号の記載について、書面による場合には「当面」不記載とすることとし、平成29年12月26日には総務省令第83号により、地方税法施行規則の一部が改正された。しかしながら通知書の様式そのものは変更されず、個人番号の記載欄はそのまま残されている。

政府においては、自治体における円滑な事務の遂行と、個人番号に係る情報漏えい防止のため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

1. 個人番号の記載欄を追加した「決定・変更通知書」（第三号様式）の様式について個人番号欄を削除するための法令等上の必要な措置を講じること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月28日

野洲市議会議長 矢野 隆行

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 伊達 忠一 宛
内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 野田 聖子 意見書第8号

意見書第9号

精神障害者への公共交通運賃等の割引制度の適用を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成30年6月28日

提出者 野洲市議会議員 橋 俊明

賛成者 野洲市議会議員 津村 俊二

賛成者 野洲市議会議員 鈴木 市朗

精神障害者への公共交通運賃等の割引制度の適用を求める 意見書(案)

障害者基本法では、精神障害者は身体障害者及び知的障害者とおなじく「障害者」として定義されており、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関する基本原則が定められている。障害者の自立と社会参加を促進するためには、公共交通機関等の移動手段を確保することが必要不可欠であり、各公共交通事業者や各高速道路株式会社においては、障害者に対して公共交通運賃等の割引制度を設け、障害者の経済的負担の軽減が図られている。

しかしながら、割引の対象は身体障害者及び知的障害者に限定されていることが多いことから、精神障害者にとって公共交通運賃等は大きな経済的負担となっており、このことは精神障害者の自立と社会参加を促進する上で大きな課題となっている。

障害者基本法、障害者総合支援法、障害者差別解消法、国際連合の障害者権利条約等の趣旨を踏まえると、こうした状況は速やかに是正される必要がある。

よって、国及び政府においては、精神障害者についても身体障害者及び知的障害者と同様に公共交通運賃等の割引制度が適用されるように、公共交通事業者等に対して働きかけを行う等の必要な措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月28日

野洲市議会議長 矢野 隆行

衆議院議長	大島 理森	
参議院議長	伊達 忠一	
内閣総理大臣	安部 晋三	宛
厚生労働大臣	加藤 勝信	
国土交通大臣	石井 啓一	